

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 05 分

閉会時間 午後 2 時 53 分

日時 平成 25 年 10 月 21 日(月)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 飯島 修
委員 高野 剛 武川 勉 浅川 力三 望月 勝
白壁 賢一 山田 一功 前島 茂松 清水 武則
渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 齋藤 公夫
早川 浩 木村富貴子 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 桐原 篤 福祉保健部次長 宮原 健一
福祉保健部次長 篠原 昭彦 福祉保健総務課長 横森 梨枝子
監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 山本 日出男
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 平賀 太裕
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太

監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦

労働委員会事務局長 市川 由美 労働委員会事務局次長 小俣 芳久

議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

警察本部長 真家 悟

警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 警備部長 門西 和雄

交通部長 宮崎 清 生活安全部長 古屋 一栄 首席監察官 輿石 靖

総務室長 梶原 猛一 警務部参事官 松原 茂雄 生活安全部参事官 輿水 雅彦

刑事部参事官 浅川 和章 警備部参事官 眞壁 昌三 会計課長 清水 一成

地域課長 古屋 正人 少年課長 河西 昇 生活環境課長 中山 良彦

通信指令課長 岡田 寿雄 捜査一課長 小林 仁志 組織犯罪対策課長 楠 宏一

交通企画課長 佐藤 直行 交通指導課長 三井 司 交通規制課長 窪田 圭一

運転免許課長 篠原 義政 警備第二課長 清水 順治

公営企業管理者 安藤 輝雄 企業局長 松谷 荘一

企業理事 西山 学 企業局次長 伊藤 好彦

企業局総務課長 渡辺 恭男 企業局電気課長 仲山 弘

出納局次長（会計課長事務取扱） 石原 光広

議題 認第 1 号 平成 24 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 24 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 05 分から午前 11 時 45 分まで福祉保健部、人事委員会、監査委員、労働委員会、議会関係、休憩をはさみ、午後 1 時 02 分から午後 1 時 37 分まで警察本部関係、さらに休憩をはさみ、午後 2 時 04 分から午後 2 時 53 分まで企業局関係の部局審査を行った。

質 疑 福祉保健部、人事委員会、監査委員、労働委員会、議会関係

（監査における進行期の収入未済の認定について）

山田委員 それではまず、山梨県公報の 25 年 3 月 5 日付けのこの資料によりますと、あけぼの医療福祉センター関係で何点か指摘がされております。この中で、歳入について、次のとおり収入未済があったということです。アとして児童福祉施設費負担金の過年度分と 24 年度分、あわせて、あけぼの医療福祉センター使用料の過年度分と 24 年度分という記載がありました。実はこの監査対象期間が 24 年 9 月 14 日から 25 年 1 月 30 日までなんです。したがって、当時としては進行期中で監査が実施され、なおかつ、24 年度分を認定している、この理由というんですか、その時点で収入未済と認定した理由をまずお聞きしたいと思います。

鈴木監査委員事務局次長 監査の対象期間のことかと承知しておりますけれども、従前、各年度ごとに監査を実施してございました。年度の途中で監査を実施することにつきましては、24 年度の監査を実施する場合に、もう既に期間が過ぎている場合がございます。それで、8 月までに行う監査につきましては、24 年度、前年度を監査対象としてございます。それ以降監査を行う場合につきましては、もう既に 25 年度につきましては期間が半分過ぎてございますので、その部分につきましてもあわせて監査をするということで、年度の途中で監査の対象期間を分けてございます。

山田委員 ということであれば、当時としては進行期のわけです。県の公報が出た時点では児童福祉施設負担金を 21 万 8 28 円、あけぼの医療福祉センターの使用料については 57 万 4,147 円を収入未済と認定しておりますが、これは進行期ですから、決算ではこの数字はどのように変わって、今回の我々が今審査している数字に反映されているんですか。

鈴木監査委員事務局次長 24 年度決算の数字につきましては、先ほどの決算書に書いてある数字のとおりでございます。

山田委員 いや、だから、この時点で認定された金額が 21 万円あるいは 57 万 4,000 円であって、それは半期のことを言っているわけだから、最後決算を打つときには、その後収入がありましたとか、あるいは、その後また追加がされましたという、その数字がどのようになっているか聞いているんです。

鈴木監査委員事務局次長 その公報が出ました時点では、過年度分と現年度分というふうに表示がされているかと思えます。

(過年度の決算の修正について)

山田委員

次に、児童福祉施設費負担金の過年度収入未済のうち、地方自治法の 236 条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていないかという指摘があって、これは今度の決算には、進行期で監査していますから、どのように決算書に反映しているのでしょうか。

鈴木監査委員事務局次長 その時点で不納欠損処分がされていないということでありましたら、その後、不納欠損処分がされた時点の決算に反映されるということでございます。

山田委員 それがどのように反映されているのでしょうか。

鈴木監査委員事務局次長 24 年度決算のこの数字につきましては、反映後の数字となっております。

山田委員 次に、やはり同じく、あけぼの医療福祉センター使用料の収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていないかという指摘をこの時点で受けているんですが、その後どのように改善されたのですか。

鈴木監査委員事務局次長 延滞債権管理簿の未整備につきましては、その後、所属のほうから報告がございまして、作成済みというふうに聞いてございます。

山田委員 済みという報告は、現物をファクスなりで確認はされているのでしょうか。

鈴木監査委員事務局次長 今年度の監査におきまして、昨年度の指摘事項について確認をするという作業をしております。今年度その作業を行っておりますが、あけぼの医療福祉センターについては、監査日程は今後行うことになっております。それ以外の所属につきましては、昨年度の指摘・指導事項についての措置状況の確認を今年度の監査の中で実施させていただいております。

山田委員 次に、どこでもいいんですが、山梨県公報の 25 年 7 月 22 日の号の中で、偶然ですが、福祉保健部の長寿社会課で、23 年度を監査対象として、24 年 7 月 3 日と 8 月 1 日に監査をしています。ここで指摘を受けた歳入における高齢者居室等整備資金償還金と高齢者居室等整備資金利子収入がこのときに認定をされているんですが、大事なことは、既に 23 年度でもう決算認定も終わっている状況の中で監査で指摘をして、この数字が実際に今度はどの時点で 24 年度に反映するのか、23 年度の修正がかかっているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

山本長寿社会課長 高齢者居室等整備資金の償還金と利子収入の決算の状況でございますが、公報の右のほうにあります「講じた措置」ということで改善を行いまして、24 年度の決算書のほうには、この収入の状況が反映されております。

山田委員 23 年度を指摘したので、今は進行期じゃないけれども、24 年度の監査を受けたときの進行期でこれを修正していると。それで、今回の決算に反映しているという、そういうお答えでよろしいんですね。

山本長寿社会課長 通知を受けました対象につきまして事務処理等を実施した中で、24 年度の決算収入金額等を反映できていると考えています。

山田委員 幾つも項目があり、いくらつついても切りがないので、最後にします。監査が過年度の指摘をしたときには、実際にはどのように反映して決算書に移っていくのか、その過程を教えてくださいたいです。

鈴木監査委員事務局次長 監査委員事務局のほうで過年度の監査をさせていただきまして、誤りがあった場合につきましては、その部分について担当、所管をする課もしくは部の修正を行います。その行った時点が例えば平成 24 年度であれば、その結果は平成 24 年度の決算に反映されるということでございます。

山田委員 福祉の場合はどうしても、何度も言うように、社会政策的な意味合いがあるのでどこまで追及できるかという問題ももちろんあるんですけども、そうすると、収入未済と不納欠損の決算の数字というのは、いつでも監査を受けるたびに変わってくるという、そういう気が私はしているんですけども、それについてお答えを。

鈴木監査委員事務局次長 監査を受けるたびに変わるということの御指摘の趣旨がよく理解はできませんけれども、監査につきましては、監査をおこなった時点によって、過年度のものを見る、当年度のものを見ること、両方ございます。その場合、処理が、例えばまだ、公法上の債権の消滅時効が成立して不納欠損処分をしていないものについては、その時点では不納欠損処分となっていないわけです。それは年度がどの年度のものによるかもありますが、過年度のものであれば、過年度の決算修正という、過年度損益修正益とか修正損を民間企業の決算では行いますけれども、県では単式簿記になってございますので、その時点で反映されたものだけが決算に反映されるというふうなことになってございます。

(子宮頸がん予防ワクチン接種について)

飯島副委員長 主要施策の成果の説明書の 11 ページで、子宮頸がん予防ワクチン接種の普及促進について教えてくださいたいと思います。概要及び成果で見ますと、平成 22 年から開始して、本県は日本でも先進県であるというふうに認識しています。この説明書では、22 年 6 月から 25 年 3 月までの間、中学 1 年生の累積初回接種率が 91.1%、高校 1 年生は 87.2% というふうにワクチンの普及促進に寄与したという説明が書いてありますが、累積初回接種率の算定方法について、まず教えてください。

堀岡健康増進課長 子宮頸がん予防ワクチンは、小学 6 年生から高校 2 年生までの女の子が受けることになっておりまして、それぞれどこで受けてもいいということになっています。この中で、各市町村の接種年齢が集中した平成 23 年度の中学 1 年生に当たる学年で 91.1%、高校 1 年生で 87.2% というふうになっております。例えばそのときの中学 2 年生は 82%、中学 3 年生は 79.7% となっています。どこで受けてもいいもので、しかも 3 回受けないといけないものですので、最も集中する中学 1 年生、高校 1 年生の数字を出しているものでございます。少しわかりにくくて申しわけありません。

飯島副委員長 受ける対象者の年が幅広いという中で、特化して中学 1 年生あるいは高校 1 年生がよかったということだと思いますが、個人個人の健康状況とかそれによって接種の促進というのは、なかなか一様に早くやれとか言えないと思うんです。

けれども、接種に対する促進は、やはりその期間だったらいつでもいいですよということをやっているのか、それとも、なるべく早くやったほうがいいよとか、い

ずれにしても 3 回受けなければいけないわけですから、その辺の取り組みは今、具体的にどのような指導をしているのでしょうか。

堀岡健康増進課長 ワクチンの接種に関しては、行政や教育機関等の担当者を対象とした研修会の開催や、新聞、テレビ、県の広報紙、パンフレット等を活用しております。ですが、現在、6 月 14 日に子宮頸がん予防ワクチンの副作用について検討する国の会議で、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が時々見られるということで、これらの発生頻度等がより明らかにになって国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないというように国のほうから来ております。それについて今、研究が行われている途中でございますので、そういったことを踏まえた情報提供をしているところでございます。

飯島副委員長 まさに今、課長から、子宮頸がんワクチンの副作用が出ているというお答えもありました。この概要の成果にはそれは書かれていないんですが、あえて課長がおっしゃったので、それで伺いたいと思います。本県において昨年度では、副作用と思われる症状とか案件というのはあったのでしょうか。あったならば、何件あって、今どういう状況であるかをお答え願います。

堀岡健康増進課長 つい 1 カ月ほど前にも厚生労働省に確認いたしました。我が県では、医療機関を通じた重篤な副作用については報告されていないというお答えをいただいております。

飯島副委員長 今現在の実績だとなないということなんですが、いわゆる潜伏期間とか、先ほどからお話がありましたように、いずれにしても 3 回受けるという制度の中で、1 回目受けている人が、じゃ、今、そういうことがあるから 2 回目は中止しようとか、2 回目を受けている方が、じゃあ、3 回目はちょっと待とうかな、3 回全部受けてしまった方もいると思うんですが、その方に対する、不安の払拭とか、もちろん国からの指導があってウェーティングみたいな状況かもしれませんが、受けている人たち、あるいは親御さんたちに対する不安の払拭とか、国任せではなくて、県として今どういうことをしてきて、どんなふうにそれが伝わっているのかお聞きしたいと思います。

堀岡健康増進課長 今、副作用かもしれないというようなものが見られて研究中であるという状況でなかなか難しいところが少しございます。今、我々としてできることとしては、研究班の状況など、保健所を通して市町村の方にできるだけ早くお伝えをしていくことかと。また、医師会や関係医療団体にも迅速に情報提供できる体制を整えておりまして、国から情報提供があるたびに、また、県からそういった注意喚起をするたびにできるだけ早くお届けできるような情報連絡体制は整備しております。

飯島副委員長 対策を講じる準備をしているということだと思いますが、やはりいつまでにするとか、準備はしていますよということももちろん大事でありますけれども、人の健康に関わる問題でもあります。それで、子宮頸がんのこのワクチンは、いろいろながんの中で唯一ワクチンによって予防できるというふれ込み、あるいはその接種に当たってはそういうことを本人に確認してやっているわけでありまして。薬ですから、どんな薬でも副作用があるかもしれませんので、どこに責任があるという問題はまだないと思いますけれども、そういったせつかくいいことをやって治るんだなと思っていたら、副作用があって弱ったなという問題です。担当としてはいつまでにこれをやるというような目標を決めて、今、準備していますよではなくて、その辺の

ことをはっきりお答え願えれば、もちろん私も、その対象者もとても安心すると思うんですが、いかがでしょうか。

堀岡健康増進課長 何といっても国の中の定期接種の中に位置づけられている問題ですので、これは、どちらかという国全体の問題にかかわってくる問題でもあります。今、厚生労働科学研究のほうで慢性的な持続した痛みと子宮頸がんの因果関係について研究がされておりますので、その研究結果を待ちたいと思っております。

飯島副委員長 ワクチンを利用することも含めて、国の承認事項であるということでもありますから、それはルールとして承知しておりますが、ぜひ逆に国への要望とかそんなアクションを、もちろんしていただいているとは思いますが、引き続きやっていただきたいと思っております。せっかくこの子宮頸がん予防ワクチンについては、本県は先進県であるということも、いろいろな方から感謝しているというような言葉も受けていますので、それを裏切らないような形にしていきたい。引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

(がん検診受診率向上の推進について)

あと、83ページの企業等との連携によるがん検診受診率向上の推進というところで少しお話をさせていただきたいと思っております。早期発見・早期治療により死亡者を減少させるため、企業等の連携もしてもらって、がん検診受診率の向上に寄与したというふうにあります。具体的にその向上の根拠、昨年に比べて受診率はどのように上がったのか、人数がどのくらいだったとか、その辺の具体的なお答えをお願ひしたいと思っております。

堀岡健康増進課長 具体的にこれは、企業の方々にがん検診サポーターという形で、皆さんにステッカーを張っていただいたり、その企業に働いている従業員の方にがん検診を呼びかけていただいたりして、県内の大きな企業はほとんど入っていただいているというものでございます。具体的にはオギノさんとか、買い物客の方が見えるところにもそういったステッカーなどを張っていただいたりしている取り組みがこの予算の項目に載っているものでございます。

がん検診の受診率でございますけれども、一番代表的な大腸がんの数値を申し上げますけれども、山梨は21年度が22.6%、22年度が26.1%、23年度が28.1%でございます。全国平均は現在、23年度の大腸がんは18%でございますので、全国に比べれば非常にいいがん検診の受診率になっているというふうに考えております。ほかのがんの検診についてもおおむね全国レベルよりは大きく上回ったがん検診の受診率でございます。以上でございます。

飯島副委員長 代表的な大腸がんで見られるということは、1つ成果が出ていると思えますけれども、目的を設定して、昨年より今年は少し上げよう、あるいは最終的に何%にしようということが大体いろいろな取り組みのベースになるのかと思えます。がん検診受診率の向上に向けた、何年度までに50%とかという計画があると思えますが、改めて本県のがん検診受診率の向上に向けた最終的な目標の受診率はいつまでに何%というのをお聞きしたいと思えます。

堀岡健康増進課長 大変失礼いたしました。一緒に御説明すればよかったのですが、29年度までに50%を目標としております。なかなか厳しい目標だというふうにはもちろん認識しておりますが、一生懸命頑張りたいと思っております。

飯島副委員長 これは受ける側にも問題があるので、とても当局の皆さんだけの御努力ではいけないという部分もありますが、ぜひ目標に向けて頑張っていただきたいと思います。

(子宮頸がんワクチン廃止後の予防策について)

あと1つ、すみません、ちょっともとに戻るんですが、先ほどの子宮頸がんのところで、例えば子宮頸がんのワクチンが今後できなくなるというか、やらなくなるといったときに、でも、子宮頸がん予防のために取り組まなければいけないですね。ですから、そのとき、そういったケースも考えなければいけないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

堀岡健康増進課長 我々、がん登録の中で、がん検診で見つかった人がそのがんの中でどれくらいかとか、がん検診で見つかった人がどれくらいのステージで見つかったかというのをクロス集計して分析しております。子宮頸がんについては、がんの検診で非常に早期のステージで見つかる方が非常に多いがんでございます。子宮頸がんワクチンが万が一今後お勧めできないということになった場合でも、がん検診が特に予防の有効性が高いと言えらると思いますので、がん検診の取り組みを推し進めたいと考えています。

飯島副委員長 最後になりますが、もちろんがん検診を促進するというのは基本中の基本だと思って、それは子宮頸がんに限ったことではなくてやる必要があると思うんですが、私は、子宮頸がんの原因、例えばいわゆる性交渉によってというのがあるじゃないですか。それを例えば若年の女性を対象に、学生というか、そういう人たちに、かなりデリケートな問題ですから難しいとは思いますが、ワクチンができなくなった場合の対策をほんとに真剣に考えていかなければ、ただ受診しろと言うんじゃないで、やっぱりこれは少子化の回復にもつながる問題だし、女性にやさしい大事な施策であります。検診をしろという通り一遍の対策だけではなくて、子宮頸がんについてはもうちょっと踏み込んで考えていただきたいと思います。最後になりますが、もし答弁がいただけたらお願いします。

堀岡健康増進課長 性教育の必要性がいろいろなところで子宮頸がんとあわせて指摘されているところがございます。教育委員会と連携いたしながらいろいろなことを考えてまいりたいと思います。

(ゲノム解析センターについて)

齋藤委員 1点だけ教えてもらいたいと思います。主要成果報告書の82ページに、通院加療がんセンターの整備の関係で、1億7,500万円で通院加療がんセンターとゲノム解析センターを整備したということですが、ゲノム解析センターではどの程度の解析ができるのか、これで全て整備が終わっているのか、その辺を先にお聞かせください。

堀岡健康増進課長 すみません、なかなか一言でお答えすることが難しいんですが、このゲノム解析センターの施設といたしましては、人間のいわゆる遺伝子情報が、時間はかかるものの、全て解析できるような設備が整っておりまして、都内の有名大学にも負けないような設備が整っております。それをを用いて、今、いろいろな取り組みを始めるところということを県立中央病院からも聞いております。もちろん十分ではないかもしれませんが、今のところ、考えておられるものの中では、足りているというお話を聞いております。

齋藤委員 ゲノム解析というのは、遺伝子を分析してがん治療していくということですから、最先端な解析だと思うわけです。これを 25 年度から活用ということですので既に活用されていると思うわけですが、普通の一般の医師で解析できるのか、特定の資格とか研修を受けた医師でなければしっかりした分析ができないのか、その辺わかないところがあるわけですが、いかがですか。

堀岡健康増進課長 どちらかという、ゲノム解析そのものは、おそらくほとんどの医師はできなくて、実際、ゲノム解析センターとして研究員として来ていただいている方も、生物工学、遺伝子工学の専門の研究者の方が、例えば臨床で乳がんの方の一部の方などを今、研究対象で始めているようですが、医師からそういった検査の提供を受けて、その先生が遺伝子の解析をするというような体制で行うと聞いております。

齋藤委員 そうすると、今の一般の医師にはこれを活用することができないと。専門的な医師を派遣してもらうという解釈でよろしいでしょうか。

堀岡健康増進課長 専門的な医師というか、専門の遺伝子工学の研究者の方を 1 人もう雇っておりますので、いろいろな医師が、こんな研究をしたいとか、こんな遺伝子を解析してほしいというようなことをその先生に言って検体としてお渡しをして、その先生が解析をして、結果を協働でやっていくというような体制であると聞いています。

齋藤委員 せっかく施設を整備しても、それをどこまで活用できるかということが大事なことです。ですから、果たしてその研究者 1 人で十分かということの心配があるわけですが、その点はいかがですか。

堀岡健康増進課長 今のところ、検体をとったり、患者さんに説明をしたりというのを臨床の主治医の先生がやって、実際に解析だけをその先生がやっているものですから、手いっぱいになっているというお話は聞いておりません。もちろん必要に応じて、県立中央病院と協働してそのあたりは措置してまいりたいと思います。

齋藤委員 わかりました。いずれにしてもせっかく施設をしっかりと整備したのですから、十二分に活用して、山梨県内でもゲノム解析をして、先端のがん治療ができるんだということをしっかり見せて、県民にわかるような形でやってもらいたいと思うわけですが、最後に一言お願いします。

堀岡健康増進課長 できる限りそのような体制整備とそのような広報に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

白壁委員 関連で、今、齋藤委員のゲノム解析の件をお聞きしていて、何でもまたそんなに皆さん推奨するのかなという感じもしたんです。結果的に、ゲノム解析の一番情報が集まっているというのは、国立がんセンターだと思うんです。それを臨床数の少ない山梨県でわざわざするということの意義がどこにあるのかなということと、結果はオーダーメイド治療のためのものだと思うんですが、大体、これは年間どの程度の患者に役立てるといえるのか、治療に役立てる予定で 1 億数千万、2 億近いお金をつぎ込んだのか。この点ちょっとわかりますか。

堀岡健康増進課長 現在、県立中央病院からは、遺伝子を解析して、効きやすい抗がん剤を使ったり、もしくは遺伝子を解析して、手術の術式を考えたりということを使うということ聞いておりますが、申しわけございませんが、対象患者数が具体的にどれくら

いということは現時点で把握しておりません。

白壁委員

現場じゃないからよくわからないということでしょうけれども、これはこれからさらにお金をつぎ込んでいかないと、例えば国立がんセンターと情報の共有をするとか、その一部分を、何かの部分のそれも小さな部分を山梨県の臨床件数の少ない県立中央病院で請け負う程度でしたらこれでもいいんでしょうけれども、これからこれを役立てていこうといったときには、先ほど言われたように研究者 1 人ぐらいのところでは足りませんよね。決算の委員会で先々のことを聞くわけにいかないんでしょうけれども、この設備もまだまだ資金的にも投資していかねばならないと思うんですが、その点はどういうふうにお考えですか。

堀岡健康増進課長

来年度以降は、いわゆる機器整備ではなく、研究事業のいわゆるソフト費用の予算を考えております。ですので、ハードの整備の費用はこれで一応終わりでございます。来年度以降は、研究内容に応じたソフトウェアの費用だけをできれば考えておりまして、研究内容に応じた予算を計上させていただくというように思っています。申しわけございません、お答えになっているか。

白壁委員

あって邪魔になるものじゃない。だけど、身の丈というやつがあるんだね。あと、先ほどから言っているように、情報が一番多く集まるところの部分的なものだけということであつたら、はてさてそれがどの程度に役に立つのかなということもあるんです。

全部が山梨県の県立中央病院でできるものじゃないので、一番主体的なものというのはそれなりの臨床件数の多い施設なので、その一部分だけしかできないということをごちゃんと皆さんにもわかっていただかないと。これは山梨県ががんで確かに素晴らしいことなんです。専門的にやったり、先進的にやったり、一生懸命やっているという姿を出してもらおうということは極めて重要なことなんですけれども、これによってこうなんだ、これは素晴らしいというところまで私は行かないと思う。質問していくと先に行っちゃうので、ハード面に続いてということでお聞きしているんですが、この辺を、部長、御答弁をよろしく願いいたします。

山下福祉保健部長

ゲノム解析センターについてお話をいただきました。委員がおっしゃっていること、そのとおりだと思います。全てを網羅する全国的な情報が集まるところがある中で、この 80 数万県民のところまで一体何をどこまでできるんだというお話だと思います。先ほど申し上げましたとおり、遺伝子を解析して、どういう抗がん剤がタイプとして効くのかとか、いろいろな手術の術式、どれがふさわしいか、部分的切除でいいのか、根本的なところまで全部周りまで取らなければいけないのかと、いろいろなことができると、それによって判断がされるということに役立てられるものだと思っております。ただ、やっぱり得意分野、不得意分野もあるでしょうし、全部手を広げるというよりは、本県の実態に合った中で、いわゆる最大限にこの 85 万、6 万の県民の遺伝子解析を進める中で、どれを特徴的に扱っていけば一番効果的なのかということにつきましても、病院機構と相談の上、今後進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

小越委員

引き続き、ゲノム解析センターなんですけれども、この 1 億 8,000 万円のお金の出資は、全て県単の県費になるんでしょうか。

小島医務課長

お尋ねの 1 億 7,500 万円余でございますけれども、ゲノム解析センターと通院加療がんセンター合計であります。通院加療がんセンターが 1 億 2,500 万 7,000

0 円でございます。ゲノム解析センターの整備につきましては、5,000 万円、合わせまして決算額の 1 億 7,500 万円余になってございます。財源につきましては、国からの再生基金も活用して整備してございます。

小越委員　　こういう解析センターは、国立大学とか大学病院でやって、文部科学省からの補助金とかでやっているところもあると思うんですけども、文部科学省関係からの補助金はここには実際入っていないということではないんですか。

小島医務課長　　文部科学省からの補助金は入ってございません。

(妊婦健康診査支援事業費等の不用額について)

小越委員　　じゃ、これはまた後でということ。

審査意見書の 69、70 ページです。審査意見書 69 ページ、妊婦健診診査支援基金、平成 25 年 3 月 31 日失効のため、基金の上限、全て出してゼロになっております。70 ページの子宮頸がんも同様に、25 年 3 月 31 日失効なので、そこは残高がゼロになっておりますが、同じ意見書の 41 ページによると、妊婦健診の医療費 6,312 万円、子宮頸がん 3,924 万 4,000 円が不用額で残っております。ここはどういう仕組みなのか。基金はゼロということは全部使い切ったのか、一般会計に入れたので、6,300 万円、3,924 万円は残って、全部使い切れなかったら、これを結局返すんですか。ちょっと仕組みを説明してください。

堀岡健康増進課長　　基金事業については、妊婦健診の支援金は 24 年度末で廃止をしております。25 年度からは市町村が実施する事業について全額地方交付税措置されるので、一旦国に全額返還をするということでございます。

小越委員　　だから、全額返還したけれども、41 ページの不用額、妊婦健診 6,312 万円と子宮頸がん 3,924 万円というのは、不用額というのはこれだけ使わなかったという意味ですか。この仕組みをちょっと説明してください。

堀岡健康増進課長　　申しわけございません。この不用額の 6,312 万円は、基金の額として一旦、全妊婦さんが全 14 回分ということで予算額を一応立てております。でも、受けに来ない方とか、また、ちょっと多目に積んでおりますので、子供の数が少し少なかったりということで、わずかながら不用額という形で出ているということでございます。

小越委員　　全部使わずにいたということであれば、例えば妊婦健診は 6,000 円でしたか。健診はそのくらいのお金ですけども、ほんとは 1 万円とかかかる場合もありますので、全ての妊婦健診に全額適用するというふうに変えることはできなかったんでしょうか。

堀岡健康増進課長　　基金は、全ての妊婦が望ましいとされる 14 回の検診を 7,468 円という形で積んでいるものでございますが、妊婦の届け出がおくれたり、妊婦の状態によって 14 回も受診が必要ないことから、実際の平均受診回数は 12 回程度となっております。不用額が生じているものでございます。以上でございます。

小越委員　　説明はわかっているんですけども、14 回じゃなくて、本来、妊婦健診の中で血液検査とかがあると、1 万円とか 1 万 2,000 円とかかかる場合もあるので、そういうものも含めて全部ここに対象すべきではなかったかと思うんですけど

も、そこについて聞いているんです。

堀岡健康増進課長 高額の、6,000円、7,000円を超えた額で自己負担が発生している方もいるというお話はもちろん聞いておりますけれども、本県では、各市町村の市長会、町村会を通じて県産婦人科医会と協議をして、1回当たりの標準的な検査費用の調査結果を踏まえて、県下一律で1回6,000円という価格の設定を採用しているものでございますので、そこは問題であるとは認識しておりますけれども、御理解いただければと思います。

(高齢者福祉施設の整備について)

小越委員 じゃ、問題であるということを確認していただいて、次に進みたいと思います。成果説明書75ページ、長寿社会課の老人福祉費、高齢者施設の整備です。ここに、地域密着型76床、介護保険施設のユニット化58床、高齢者福祉施設改築50床とあるんですけれども、平成23年度は、地域密着型411床、介護保険施設のユニット化348床、高齢者福祉施設改築60床とあったんですが、平成24年度が少ないのはなぜか、理由があるんでしょうか。

山本長寿社会課長 こちらの成果報告書75ページにありますものは、23年度からやっております整備事業の24年度中に完成した床数でございます。御承知のとおり、ちょうど第5期の介護保険事業計画が24年度から26年度までの3年間であり、見直しをしておりますので、そちらでニーズ調査をして新たに計画を立て直したという状況から、24年度につきましてはこのような数字になっております。

小越委員 ということは、25年度でもう少し数字が上がってくるということだと思いますけれども、では、24年度現在、いわゆる特別養護老人ホームの待機者は何人いらっしゃるのでしょうか。また、どこで待ってらっしゃるんですか。

山本長寿社会課長 待機者でございますが、今年の4月1日現在で入所の申し込み者の調査をしております。要介護1から5までの方が7,495人いらっしゃいます。これは前年の4月の状況よりも122人減少しております。このような方々につきましては、将来に備えまして介護度の低い方が申し込んでいる場合や、現在、ほかの施設入所中の方の申し込みが多数あります。入所の必要性が高い、在宅における要介護4ないし5の申し込み者は1,484人となっております。これも前年の4月に比べますと、70人ほどの減少となっております。

小越委員 そうすると、在宅要介護で4、5の方1,484人、前年より70人減ったとはいえ、1,500人近い方が在宅で重度の方が待っていらっしゃるということで、施設整備を急ぐ必要があると思います。

(延長保育の状況について)

89ページの児童福祉費、保育のことです。延長保育ですけれども、延長保育に対する助成、12市町村83カ所とあります。全ての市町村でやっていないということなんですけれども、休日夜間はともかくもあるんですけれども、特に延長保育を実施していない市町村があるということで驚きなんです。それはどうしてなんですか。どのあたりがされてないんでしょうか。

宮沢児童家庭課長 延長保育につきましては、公立につきましてはたしか平成17年度から一般財源化されたということで、国の補助事業の対象ではなくなっているという状況でござ

ざいます。ここにありますが 83 カ所につきましては、私立、社会福祉法人に助成をした数でございます。延長保育を実施している数というのは、これに、公立の保育所が一部を除きましてやっております、これが 62 カ所でございます。書き方で申しわけございませんが、合計いたしますと 140 数カ所の延長保育実施箇所になるわけです。ここにありますが、私立保育所で助成を受けた箇所ということでございます。

小越委員 ということは、全ての市町村で延長保育をしているという理解でいいんですか。

宮沢児童家庭課長 延長保育につきましては、一部市等におきまして実施していないところもございます。例えば富士吉田市、ここはやはり公立が全てでございます。それから、北杜市、ここもほとんどが公立保育所ということでございます。大きなところでそんなところでございます。

小越委員 そうしますと、公立はそういうことで一般財源化されて延長保育がなかなかできなくなっているという中で、この 87 ページの延長保育実施保育所数、目標が平成 26 年度 172 カ所。今、140 数カ所というお話がありましたけれども、進捗率が 33.3%です。今、少子化プロジェクトチームをつくっている中で、延長保育がされないと、働きながら子育てする方、富士吉田市や北杜市の方々も延長保育を利用されたい方はいると思うんですけれども、どのようにこれからしていくつもりでしょうか。

宮沢児童家庭課長 公立につきましては、自己負担、要するに、市町村単独で延長保育をやっているところもございます。そういった形になりまして、県としては働きかけをしていきたいと考えております。私立につきましては、この数字は昨年度に比べまして、昨年、先ほど進捗率 33%というお話がございましたけれども、昨年 18.2%、本年度といたしますか、24 年度決算時で 33.3%ということでございますので、そういったことで順次クリアしていくということやっていきたいと考えております。

(議会運営費(旅費)について)

小越委員 ぜひ 100 になるようにしていかないと、少子化対策にならないと思っております。県としてもお金を出すなどの検討をしてもらいたいです。

それから、審査意見書の 38 ページ、議会費の不用額、議会運営費(旅費)1,913 万円、この中身について御説明ください。

大森議会事務局次長(総務課長事務取扱) お答えいたします。議会運営費の中の旅費の 1,913 万円余の内訳でありますけれども、議員に対します応召旅費、県内・県外の委員会の調査などの旅費、それから、海外研修費等でございます。以上です。

(議会事務局の諸収入について)

小越委員 それと、この決算説明資料の議 1 ページの雑入 379 万 3,000 円、この中身は、24 年度の政務調査費の返還というふうに見てよろしいでしょうか。

大森議会事務局次長(総務課長事務取扱) 収入 379 万円余でありますけれども、過年度分、23 年度分の政務調査費の返還金が主であります。

小越委員 ということは、24 年度分の返還金はどうなっているんでしょうか。ここにまだ

入っていないということですか。いつ入るんですか。

大森議会事務局次長（総務課長事務取扱） 24年度分の大部分につきましては、過年度ということで、平成25年度に出てくる予定であります。

（労働委員会への相談について）

小越委員 労働委員会についてお話を、ちょっと聞かせてください。昨年度、今年度もですけども、大手電機メーカーの撤退が相次ぐ中で、労働委員会にどのような相談があったのか、件数と傾向をまず教えてください。

小侯労働委員会事務局次長 労働委員会では、あっせん的前提といたしまして労働相談を行っております。傾向でございますけれども、労働委員会で扱った労働相談ですが、平成23年度136件、平成24年度139件、本年度は9月末で59件ということで、昨年24年度と比較して25%ふえております。増加の傾向にはあります。ただ、この内訳につきましては、個別の相談、中小企業の相談ということで、どこの企業からという、今問題になっている大手企業についての相談については把握しておりません。以上です。

小越委員 相談の中身というか傾向は、例えば賃金だとか、それから、パワハラの話、そういう傾向というのはどのような傾向なんですか。

小侯労働委員会事務局次長 傾向といたしましては、有期雇用の打ち切りの相談、あるいは未払い賃金、残業代の支払いが滞っているというような内容になっております。特に今年度になってとか、ここ数年の傾向としては変わっておりません。

（自殺予防対策の推進について）

白壁委員 ライフワークなので聞いておかなければ困るんだけど、自殺。毎年言って、それなりに努力していただいているところであります。平成24年度の成果説明書の中で、自殺のない生きやすい社会の実現に向け寄与したということなんですけれども、自殺のない生きやすい社会にどういう点で寄与したのか。私は寄与しているように思えないんだけど、どういう点で寄与したのか説明していただければ。

平賀障害福祉課長 平成24年度につきましては、そこにありますように約5,000万円ほどの経費をかけまして自殺対策を行いました。私どもとしましては、自殺のない社会ということで何がしかの効果があったと考えております。以上です。

白壁委員 今、答弁聞いてもう終わろうかと思ったんだけど、何がしかのということですが、数字が出ていると思うんですね。発見地と住所地別、それとあわせて、全国でどの程度なのか。これもまた年度末じゃないというところがみそなんでしょうけれども、年に何回かの発表があると思うんですが、時系列的に決算の24年度の時点でお示しいただければと思います。

平賀障害福祉課長 自殺の数の関係でございますけれども、警察庁が発表してございます発見地ベースでの数値では、10年ぶりに300人台を切りまして、委員が、今、御指摘のとおり、暦年でございますが、平成24年は280人となりました。それまでずっと300人台だったものが280人に落ちております。ただ、自殺率という、人口10万人当たりの自殺者数では相変わらず全国1位でございます。

それから、厚生労働省が発表してございます人口動態によります住所地ベースの

数字、これでは 185 人ということで、これにつきましては 200 名を切ったところでございます。こちらにつきましては、昨年、全国で自殺率が 17 位ということで、その前が 12 位、その前が 5 位ということですので、数字的には向上していると考えております。以上でございます。

白壁委員 今最初に言った全国 1 位というのは、合わせたやつですね。いわゆる発見地ベースと今言われたんですけども、実は全部合わせたものが、発見と住所を両方合わせたものが 1 位ということですか。3 つ聞いたと思うんですね。発見、住所、総合を聞いたんですけども。

平賀障害福祉課長 その 2 つを合わせた統計というのはございませんでして、警察庁が発表しておりますのは、遺体の発見地ベースで幾つ遺体が発見されたか、厚生労働省は住所地、その人の住所がどこにあったかで数字を出しておりますので、2 つを合計するというようなことはしてございません。

白壁委員 だから、発見したところということは、そこにいる人なのか、住所がある人なのか、いない人なのか、身元不明なのかということを含めたやつでしょう？
さて、その中で、この中にいわゆる行旅的な人というのはどのぐらいいるんでしょう。

平賀障害福祉課長 県外者という意味では 100 名ぐらいというふうには言われてはおりますが、身元不明とかそういうものに関しましては、申しわけございません、現在持っておりません。

白壁委員 いわゆる身元不明もこの中に入っているんですね、発見地の中に。確認です。

平賀障害福祉課長 はい、入っております。

白壁委員 今、その身元不明の方々の遺骨の処理は、この決算の中に入っているんでしょうか。

平賀障害福祉課長 申しわけございません。遺骨の処理をどちらでされているかということにつきましては、確認をしておりません。

白壁委員 県を窓口にして国からの補助というか公金でやっているのかな。それとも、国から直接出るのかな、お聞きします。

横森福祉保健総務課長 行旅死亡人に関しましては、市町村ごとで弔っていただきまして、身元が不明な場合には県のほうに請求が参りまして、行旅死亡人、行旅病人等の費用を請求に基づきまして支払いをしております。

白壁委員 ということは、県の予算でこの中に入っているということだね。それで、24 年度はどのぐらいありましたか。

横森福祉保健総務課長 24 年度は行旅死亡人は 22 名でございます。富士河口湖町とすれば 8 件を取り扱っていただいておりますし、鳴沢村のほうでも 5 件、道志村のほうで 1 件というふうな数字でございます。

白壁委員 それは 1 仏当たり幾らなんですか。

横森福祉保健総務課長 市町村によりまして葬儀の費用が若干ずつ違っておりますけれども、平成 24 年度は 22 名で総額 222 万円ほどでございますので、大体 1 人 10 万円ぐらい見ているんだと思います。

白壁委員 実際ですが、そこまで出していないんじゃないですかね。実は去年度、8 体という、8 仏と言ったほうがいいね。遺体じゃないですね、四十九日過ぎているからもう仏様なので。その仏様を安置しているお宮さん、摩訶不思議なんですけど、その宮司さんと話をしたら、今、1 体 1 万円だそうで、もうぼちぼち受け取れないから、ぜひ町及び県でその対応をしてほしいというふうな話があったので、この辺をお聞きしたんですけれども。

あと、少しお聞きしたいけれど、自殺防止対策に取り組む市町村への支援を 25 市町村、今、山梨県はあと 2 つぐらい多いと思うんだけど、ここは自殺対策をやっていないのか、補助金を出していないのか、裕福な財源のもとに市町村単でやっているのか、もしくは県がやっていることに反対しているのか、これはなぜされないんですか。

平賀障害福祉課長 市町村の自殺対策につきましては、県の経費としては 2,000 万円を予算として盛りまして、市町村の事業に補助しておりますけれども、2 つの町村でやっていないというふうなことでございます。自殺対策をやっていないというよりも、経費がかかってないというふうに、もし経費がかかれば、県としては補助しますので、経費がかかるような対策はしていないと考えております。

白壁委員 ほかのところは、同規模なところであっても、片方では経費がかかっているけれども、こっちは経費がかかっていないから市町村単でやっていて、県の補助は要らないと言って拒否しているわけですか。それとも、自殺対策をやっていないんでしょうか。

平賀障害福祉課長 自殺対策をやっていないというふうなことは考えてございませんけれども、私どもとしましては、自殺対策をやっていただいて経費がかかればそれに対しては補助をするというふうな仕組みはとっております。

白壁委員 同じ方向性に向かって同じ段階でスタートして、そこには幾つかの障害があって、それは人口だとか財政力だとかあるかもしれない。だけど、目的、目標は、あくまでも自殺者をゼロにするということ。その自殺者をゼロにするために、今、いろいろ方策をつくったり、指針をつくったりしているんですけれども、指針程度だから効力がない。やっぱりここは条例がないからそういうふうになっているんだと思います。

総体的なものを今までお聞きしまして、1 位を何年か連続で、ワーストワン、これを繰り返しているところで、なのに、自殺のない、生きやすい社会の実現に寄与したという、この報告書自体が私は合点がいかない。この点どう思いますか。

平賀障害福祉課長 費用の成果といいますか、効果が十分に上がったかどうかというのは判断が分かれるところかもしれませんが、警察庁の統計では確かにワースト 1 位というのが続いておりますが、数字としては減っています。それから、厚生労働省の統計によりまして、数字も減っているし、全国順位も下がっているというふうなことで、一定の成果は上げているのではないかと考えております。

山下福祉保健部長 委員おっしゃるとおりでございます。表現として、実現に向け寄与したというところが果たして言えるのかと。ただ、私どもの気持ちとすれば、第 1 位というのは相変わらず 1 位だったんですけれども、ようやく、通年でございますが、それまで 300 人を超える発見地ベースの自殺者がいたのが 300 人を切った。住所地ベースでも 200 人を超えていたのが 200 人を切ったと。これはまだまだ不十分だという御指摘だとは思いますが、我々が行っております自殺対策の成果があらわれたのではないかと、すみません、つつい担当としてのそういう気持ちであらわれてしまいまして、成果説明書に「寄与」という言葉を書かせていただいたということでございます。決してこれで満足しているということではございません。今後ともさらに減るように一生懸命努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

白壁委員

長くなって申しわけございません。わかるんですよ、その気持ちは。県内の住所地ベースについて減ってきた。それは努力しました。ただ、発見地ベースについては何とも他力本願的なものがあるから、我々の範疇にはないでもないんだろうけれども、皆さんの努力もわかる。でも、総体的に下がっているから下がったという面もあるんですよ。山梨県だけが努力しているんだったらまた話は別。総体的に下がってきた。だから、300 を切ったとか、200 幾つになったというの。

それと、もう 1 点お聞きしたい。いわゆる県外から来るといって、みんな青木ヶ原だと思っているんですけれども、青木ヶ原以外にも、死のダイブをするような、きのう私もちょっと行ってきたんですけれども、どこか靴がそろえてあるかなとか、花がたむけてあるかなというふうに見て、今回なかったんですが、そういうところもあるんです。こういうところの把握というのは、できておるんでしょうか。

平賀障害福祉課長 基本的には、先ほどの厚生労働省の数字も各福祉保健事務所を通じて数字をとっております。警察庁のほうにつきましては、警察署管内ごとに数字をとっているというふうに聞いておりますが、申しわけございませんが、警察のほうにつきましては、警察署別の数字は発表していないというふうに承知しております。

白壁委員

警察署別の数字が発表されていて、要は、警察署の中で、例えば青木ヶ原だと、風穴と氷穴とこの部分がということは言わないんですよ。それを言うと、そこで見つけた場合には、例えば県外から殺人をしてそこに捨てたとかいうふうなそういうのがあるから、教えない。でも、警察署別は出ていると思うんです。出ていませんか。出ていないとしたら、これは大変なことで、対策ができない。例えば青木ヶ原であれば、売店の何とかで声かけをしています。また、橋から飛びおりるのであれば、フェンスを高くするでも、その地域の方々をお願いをして見回りをするでもできると思うんです。この点についていかがですか。

平賀障害福祉課長 先ほどの質問で自殺の名所を把握しているかということでございまして、私ども、データの的には保健所単位ではわかるんですけれども、どこが名所だというふうな、客観的な数値として、あそこにあったとか、そういうことは一部承知はしてございますが、それが保健所の管内であれば、大体あそこじゃないかというふうな想像はつくものの、ここで何人、あそこで何人というふうなところまで細かいものを承知しているわけではございません。ただ、そういうことを聞くことは聞きますので、自殺をさせないようにする対策につきましては庁内でも検討しておりまして、どんなことをすることが効果的なのかというふうなことについて検討は進めております。以上です。

白壁委員

やっぱりそういうところが把握できていないから、こういう数字が上がってくるんだと思うんです。ほんとにタブー視せずに、オープンで、27の市町村が予算をつけなくても、施策の誘導だから補助金は当初はいいかもしれないけれども、あとは自分たちのところが自分たちの意思のもとに、我々のところは武田信玄公の人を大事にするという地域だと、そのために自分たちのものを自分たちが考えて。県が何ぼ言ってもだめだということもある。市町村が一生懸命やるなら、そして、県外から来た人たちが自殺をしたくないような地域に持っていく。その第一歩は今やっているようなことかもしれない。

寄与したと言われたから、寄与かな？ 実現に向け努力している最中程度かなという気がしたんだけど、こういうことをやっていけばもう少しこの数字が、5,000万円が生きてくると思う。この点もしっかりやっていっていただきたい。山梨県内いろいろなところが 名所と言わないでください。そういう事件が、事故が多発する地点、こういうところは何カ所もあるんです。ですから、そういうところの対策もしっかりしていただいて、究極の目標はゼロ人。それにはいろいろな要素があるかもしれない。でも、ここはしっかりゼロの方向に持って行っていただきたいと思います。部長、お願いします。

山下福祉保健部長 すみません、正直、今、委員に御指摘を受けまして、まだまだ対策が甘いなということを自覚いたしました。青木ヶ原ばかりではなくて、自殺の多発地点というのは県内に何カ所かあると。そういったところをしっかりと押さえて、地元の市町村と協力しながら、どういう対策をやっていくべきかもっと検討しなければいけない。なおかつ、県がいくら騒いでも、その地域の方々、地元市町村が積極的になっていただかなければなかなか進まない。それを促すのが我々の仕事だと思っております。したがって、金がかかるからではないではなくて、25市町村という数字は恥ずかしいと思います。御指摘を踏まえ、さらに頑張りたいと思います。以上でございます。

質 疑 警察本部関係

(車両等維持費について)

望月委員 警 4 で、不用額のところで、装備費の車両等維持費の執行残とあります。24年度、県内のパトカー、特に白バイの関係は、十数台だと思うんですけども、こうした装備のほうへの程度、24年度で使っているのかお聞きしたいんですが。

松原警務部参事官 通常、車両装備費と申しますものは、燃料、修繕費、潤滑油、タイヤ、バッテリーなどの通常の車両の維持管理に主眼を置いております。平成24年度の車両等購入費につきましては3,990万円が計上されておりますけれども、耐用年数が経過した車両のうち、老朽の著しい四輪車10台、警ら用二輪車20台を更新いたしております。

また、委員御質問のものにつきましては、パトカー、白バイ等何台保有しているかという状況でありますけれども、無線用警ら車、国費23台、県費6台、白バイ等は国費15台、県費10台、25台を保有している状況であります。これに執行残を充てられないかという御質問でありますけれども、平成24年度の執行残の主要なものについては、公用車の任意保険等の執行残でありますから、交通機動隊の白バイ等の購入に充てる費用には該当しないと思います。

望月委員 私の質問の仕方が悪かったのかな。ちょっと角度を変えて聞きますけれども、この不用額があるということは、県財政も非常に厳しい中で、県警の皆さん方にも非常に努力していただいて、県民の安全安心ということでやっていただいているんですが、こうした燃料ないし維持管理の残を財源更正して、まずそうした車両の購入とかそういうものに使ってもらいたい、有効活用してもらいたいなということで私は言ったんです。

というのは、白バイ等の状況を私もちょっと聞きましたところ、今現在十数台しかない。これでとても県内全体を白バイが交通安全の対策で回るということはとても不可能だと。ほんとに一部の県内を見ても、北から南から四方見て、県境のところまで行けないというような、そんな状況を聞いたものですから、これを見ると、こうした不用額があるものですから、そういうものを財源更正して、できるだけ乗車できるようなそういう体制にしていただければと思ってお聞きしたんですけども、そこらをお聞かせいただけますか。

松原警務部参事官 先ほども申しましたように、白バイにつきましては25台保有をしております。現在、交機隊員は、隊長以下十数名でありまして、25台をもって全員が乗れる状況であります。

望月委員 そういうことであればいいんですけども、私は実際に十数台ぐらいしか動けないと交通機動隊の白バイ隊で乗った方から聞いていました。24年度、23年度の状況を見ても、交通課長さんなんかに状況を聞いたところ、県境のほうでも白バイ隊とかパトカーを十分に配置して交通対策をしたいんだけど、そういうことで非常に苦しいんだというような状況を聞いておりましたので、こうして今見たところの予算の中に不用額が出ている状況だったので、そのような質問をさせていただいた。

今言うように、白バイが25台ある。しかし、乗る隊員がないということだと、そこがまた1つの課題になるんじゃないかと思うんですけども、ぜひそこらもまたよく検討していただいて。この20数台が十分にフル活動で県内を回れると。事件、事故等の発生率の状況もわかるんですけども、署管内の管轄範囲の広いとこ

ろや、特にこれから中部横断道なんかもできますから、そういったところへ、県警でも特別の配慮をお願いしたいと思います。

県警本部長さんには、状況の中で今言った白バイ隊の乗手手の隊員の増員、そしてまた、今の交通安全対策の状況、そこらもひとつ。うわさに聞くと、飲酒運転のワーストスリーが山梨県だというような。全国ワーストスリーが山梨県だと、地元でもよく毎日流しているんですけども、飲酒運転に気をつけるということでありますから、ぜひその点も考慮していただいて、県警本部長さんのこれからのそうした白バイ隊の隊員とか、警察車両に対する、そういうものの意気込みをちょっと伺いたいんですが。

真家警察本部長 委員御指摘の飲酒運転等も含めた交通事故防止、私としても県警の最重要課題の1つと考えております。したがって、交機隊の人数の積算だとか、それから、装備等についても、全体的な回しもございますので、それらも含めて見直しをしつつ、交通事故防止対策の万全を図っていきたくと思っています。ただ、今の段階で、何人ふやすんだとか、そういう話は一概にはし切れないかなと思いますが、いずれにしても、毎年年度の変るところにおいて、組織の見直しだとかを進めております。現在も、組織はどうあるべきかということで警務部門を中心に検討しておりますので、その中でそうした実働部門の再配置だとか、それも含めて検討してまいりたいと考えております。いずれにしても、交通の事故防止、県民にとっても大変重要な問題でございます。県警としても重要な問題でございますので、真摯に対応してまいりたいと考えています。以上でございます。

望月委員 私も交通安全協会なんか携わった経験があるものですから、県警の皆さんの御苦労と御尽力はもう重々承知しております。また県民の皆さんも非常に期待をしていると思います。ぜひ山梨県の安心安全のためにも、これからもよろしくまた今の対応をお願いします。終わります。

(収入未済額と不納欠損額について)

山田委員 例年、警察の不納欠損額と収入未済額というのは非常に少ない金額なんですが、今回、珍しく不納欠損額が、1万円ではありますが出ているということなので、収入未済額と不納欠損額の内訳を教えてくださいませんか。

清水会計課長 まず収入未済額について回答させていただきます。収入未済額53万1,500円につきましては、信号機事故弁償金45万6,500円と放置違反金7万5,000円であります。これらの詳細につきましては、交通規制課長、交通指導課長から説明させていただきます。

次に、不納欠損についてでございますが、こちらは平成19年10月発生 of 放置違反金につきまして、平成24年10月時効完成などにより不納欠損処理を行ったものでございます。以上でございます。

窪田交通規制課長 交通規制課に係る収入未済につきましては、1件45万6,500円でございます。この件に関しましては、平成15年5月に甲斐市内におきまして発生いたしました死傷者3名の交通事故により、信号柱が大きく損壊をいたしました。応急の修理の必要を認めため、県費においてこれを修繕し、その修繕料を納入に求めているものであります。納入に対しまして全額返済を督促してまいりましたが、資力が乏しいというふうなこともありまして、分割かつ不定期的な納付にとどまり、収入未済が発生しているものであります。

弁済開始から既に10年が経過しておりまして、これまでに20回、合計で18

万 4,000 円を収入しているところでありますが、これにつきましては昨年平成 24 年 3 月に納人が自己破産を申し立て、同年の 7 月に免責許可の決定が確定をしたところであります。さらに、本年平成 25 年 2 月には時効が成立をしておりますので、今後につきましては債権の権利放棄も含めまして協議をしてみたいと考えております。以上であります。

三井交通指導課長 当課に係ります収入未済、不納欠損金について御説明いたします。先ほど会計課長が説明したように 7 万 5,000 円ということで、5 件 4 名分、これが 24 年度に発生しまして、このうちの 1 万 5,000 円、これについては 25 年度に納付を受けておりますので、実質 6 万円が残となっております。

また、不納欠損金の 1 万円についてでございますけれども、平成 19 年 10 月 9 日に当該違反が発生いたしまして、公法上の債権ということで 5 年、24 年 10 月 9 日時効が完成したということで、24 年 12 月 4 日不納欠損とさせていただきます。以上です。

(繰越明許費の理由について)

土橋委員 すみません、ちょっとわからないんですけれども、警 4 ですか、繰越明許費、繰り越しのところ、航空機維持費というところで、関係機関との調整に時日を要したということで 6,900 万円。その次のところに、関係機関との調整に時日を要したため、2,012 万 1,000 円という事故繰り越しが出ているんですけれども、関係機関との調整ってどういう意味でしょうか。

古屋地域課長 まず初めに、航空機の関係について御説明申し上げます。航空機のこの予算につきましては、ヘリコプターテレビシステム、空中から撮影した映像を関係機関のところへ配信する、こういうシステムの更新になります。したがって、これらの地上設備の更新工事ということですが、地上設備については、三つ峠とか大畠山、それから、今度、新庁舎になりました防災新館、ここに受ける側の設備がございますので、それらの設備との連携、相性、こういうものを検討する上で、それぞれの設備の所管課、こういうところと調整をした上で、入札の仕様書、こういうものができ上がります。その仕様書づくりに当たって、そういう関係機関との調整に時間を要したと、こういうことでございます。以上です。

清水会計課長 次に警察施設費 2,012 万円余についてでございますが、こちらは三田駐在所建設費の事故繰り越しになります。こちらにつきましては、駐在所の建設につきましては工事を県土整備部営繕課に依頼してございますので、そちらとの連絡調整などに時日を要したというものでございます。以上です。

(自主防犯ボランティアについて)

小越委員 主要成果説明書 102 ページの自主防犯ボランティアへの支援ということで、先ほど本部長のほうから、月 1 回合同パトロールや連絡協議会を 327 団体とされているというお話がありました。それで、昨年は暴力団の発砲事件などが多かったんですけれども、そのことについてこの防犯組織とのいろいろな連携とか話し合いはあったんでしょうか。

輿水生活安全部参事官 県内の自主防犯ボランティアへの支援として研修会、合同パトロール等を実施しておりますけれども、研修会等におきましても、講師を招いての講演のほか、暴力団情勢や子供と女性の安全を守る対策での情報提供などを行っております。特に昨年度平成 24 年 11 月 30 日に地場産業センター、いわゆるかいてらすにおい

て、山梨県内の自主防犯ボランティア団体連絡協議会連合会の全体研修会を開催いたしまして、県民生活・男女参画課のほうから、自主防犯ボランティアの支援などの講演をいただいたりしております。以上です。

小越委員

お話を聞くと、警察側から自主防犯団体にお願いするという話でして、自主防犯をしている皆さんから、こういうところが危ないとか、こういうところは何とかならないかという、そういう要望とかを承って、それを反映する、そういうシステムはないんですか。

輿水生活安全部参事官

県警察から各種自主防犯ボランティアの人たちに対する情報提供のほか、いろいろな場面を捉えてさまざまな情報提供をそれらの人たちからも受けております。これらの情報提供につきましては、生活安全部門のみならず、交通部門あるいは刑事部門にもフィードバックをいたしまして、それぞれの安全対策に取り組んでおります。

小越委員

防犯上非常に危ないなという話は、例えば 24 時間のファストフード店の 1 人勤務の話とか、警察庁から 2 人以上勤務するようにと通達が出ていると思うんですけども、そのようなことについて、警察として巡回指導したりしていることはあるんでしょうか。1 人勤務というか 1 人従業員の場合に、指導したり、改善するように指導とか、罰則があるかはわかりませんが、そういうのはやらないんですか。

輿水生活安全部参事官

夜間、深夜に営業しておりますコンビニエンスストアなどの店舗について、夜間 1 人勤務が多く強盗被害も事実上県内で発生しております。そういったことを踏まえまして、警察では、業界団体の人たちとの会合においての指導や、牛丼チェーン店で被害が発生した直後に、その店舗をお借りして防犯の現地研修会など開催して、その研修会には同店舗以外の店舗の従業員なども参加していただき、防犯対策の強化、指導を行っております。

質 疑

企業局関係

(電気事業の収入について)

高野委員 電気事業のことでお聞きしたいんですが、23年度の供給電力量と24年度の供給電力量が2割も違うんだけど、23年の東日本大地震の影響もあるのかどうか。また、何の影響でこういう状態になっているのか教えてください。

仲山電気課長 電力量の少ない主な原因は、降水量が少なく河川の流量が減って、発電量が減ったということがございます。逆に23年は水が比較的多くて発電量が例年より多かったため、24年度は大きく落ちているというような構図になっています。

もう1つ、先ほど委員おっしゃったように、地震の影響があるのかという御質問がございましたが、直接的な原因はございませんが、23年度、電力不足というふうなことで、発電をとめずに電力量をなるべく送り出しましょうということで、必要最低限の工事はやったんですが、先に送れる工事は先に送って、23年度は増電対策に取り組んできたということがございました。24年度は、先に送られたものの工事をしたということで、降水量が少なかったことと、工事に入って停止をしたというようなこと、2つが原因になっております。以上でございます。

高野委員 供給電力量は約2割減って、そして、電力料金収入はほとんど変わってないんですが、これは買い取り価格か何かの影響があるのですか。

仲山電気課長 電気料金につきましては、二部料金制という料金制度をとっております。これは基本料金と従量、発電の量に応じて料金が支払われるというふうな仕組み、固定の料金と、発電量に従って料金をいただくという、合わさったような仕組みを二部料金制と呼んでおりますけれども、それで収入するような仕組みになっております。固定分が8割、従量分が2割ということで、電力量の変動が2割分影響してくるということで、直接100%、電気が減ったものがそのまま料金収入に影響するというふうな構造になっていないことによるものでございます。

高野委員 これだけしか収入料金が変わらないであれば、電力は今のままでも逆に言えばいいのかなみたいな。変だよな、これ。2割減って、料金収入は4%しか減らないというのは、計算すれば、今の答えでちゃんと出てくるのですか。

仲山電気課長 2割分が影響するというので、計算上はそのとおりでございますが、料金の仕組みは、過去10年の発電実績をもとにしてその年の目標、2年間の料金上の契約をします。その2年間の電力量の算出につきましては、過去10年間の実績をもとに契約をするということで、発電の実績が少ない年のものは、また次の料金の契約のときに影響してくるというふうなことになります。

高野委員 聞くとだんだん深みにはまりそうだから嫌なんだけど、例えば今言った2年間ということであれば、じゃあ、22年の実績はどのくらいあるの？

仲山電気課長 22年の供給電力量につきましては、5億2,954万キロワットアワーでございます。

高野委員 だから、この2年を基にして計算をしていくと、2年を基にした電力量の契約がしてあるということは、発電量が少なくても、収入としてはほとんど変わらないよ

うになるわけですか。

仲山電気課長 2年の平均ということでなく、過去10年の実績の平均ということでございます。

高野委員 では、10年で契約するわけですか。

仲山電気課長 すみません、料金について基本的なところを御説明申し上げますと、基本契約、長期の契約は15年間、平成35年度まで契約をしております。その中で、景気変動とか社会情勢の変動によって、料金につきましては2年間が適当だろうということで、2年間ごとの料金の更改をしてきております。

高野委員 要は、2割落ちたんじゃ、逆に言えば、8割は固定の部分で収入があるという、意味ですか。

仲山電気課長 委員のおっしゃるとおり、固定の部分の8割は収入として確保されると。それに、電力量に応じた従量の料金分が加算されるというふうな構造でございます。

高野委員 では、24年の4億3,500何がしという電力量であれば、お金の収入金額はほぼ変わらないという意味ですね。例えば翌年も、8割方であれば料金は変わらないということかな、収入料金は。8割が10年ということでしょうか？ 残りの2割に対しては加算がちょっとしかないよという、そういう意味ですか。

仲山電気課長 料金につきましては、2年ごとの更新のときに料金単価は変わりますので、単価の変動分についてはその電力量の変動要因になります。23、24年度は同じ料金でございましたので、仮に発電電力量が同じであれば当然同じ料金収入になるということと、料金の変動に対して、2割分の影響が固定分以外にも出てくるというふうなことでございます。

高野委員 だから、33億対34億7,000だね。約1億違うということは、変動分は1億しかないということですね。教えてもらっているだけだから、あんまり苦しめないでください。

仲山電気課長 現在の従量分につきましては6億7,200万円でございます。100%全て発電をしたとすれば6億7,200万円分が従量ということになります。

西山企業理事 まず料金のうちの8割の金額というのは一定でございまして、平成23、24の定額分は、金額でいきますと26億9,300万という金額が既に、例えば発電量に左右されなくて決まっております。残りの金額に対しましては1円42銭、要するに、売電単価が例えば7円と仮定しますと、その2割ですから1円40銭というふうな金額が掛け算の対象になりまして、それに対しまして、先ほどの供給電力量を掛けたものがいわゆる従量分の収入になります。ですから、ほんとに単純に言いますと、20%違いますと、20%掛けることの2割ですから、20掛けることの0.2ということで4%収入が違ってくると。ですから、先ほど委員がおっしゃったように、2割違えば4%違うのかという御質問だったんですけども、粗々に言いますと、そのとおりだというふうになります。

高野委員 26億円でしたか。これはあくまでも固定なんですね。とりあえず10年間が固定して、10年間固定するわけですか。

西山企業理事　　すみません、金額は先ほど言いましたように 2 年間ということで、目標供給電力量というのは 10 年間の平均値をとっているんですけども、いわゆる社会情勢の変化によりまして、料金単価は 2 年に 1 回ずつ更新していますので、2 年間だけそのとおりでございます。2 年間は、今言いました 26 億円の金額が固定的に 23、24 年は入ってまいります。

高野委員　　しかし、7 円が急に 15 円になることはなくて、7 円が 8 円になるとか、7 円 50 銭になるとか、6 円 90 銭になるという話だから、26 億円ぐらいはほぼ変わらないということではないのですか。

西山企業理事　　定額分に関しましては変わらないです。ほとんど 26 億円で変わっておりません。今言いましたように、単価の 2 割分、7 円の 2 割分ですから、要するに、1 円 40 銭分がそのときの発生する電力量に掛けてきたもの、これが従量分の、いわゆる天候に左右されて入ってくる金額でございます。それによって、先ほど言いましたように、豊水だった 23 年度と、逆に渇水だった 24 年度の間で 20% の乖離が出てしまったと。しかし、料金的には、先ほど言いましたように、定額分の 8 割がもう担保されておりまして、残りの 2 割分しかきいてこなかったもので、4% から 5% 程度の差にしかならなかったということでございます。

高野委員　　23 年度が豊水で、24 年が渇水だったんですね。逆というか、渇水部分はないのかなと思っていたんですけど、いずれにしても 26 億円をベースにした収入金額になっているわけだ、基本的には。ちなみに、25 年度は、今のところ渇水だよ、多分。そうすると、多分減ってくる可能性というのはあるのですか。

仲山電気課長　　9 月までの実績でございますが、契約値の目標の 8 割ぐらいの電力量になっております。固定分については確保されますけれども、従量分については 2 割の量少なくなっていますので、従量電気料金には影響が出てくると思ってございます。

高野委員　　だから、23 と 24 年は同じということ？ それで、24 年のときに契約をして、25 と 26 年をしたわけでしょう。それでいくと、金額的ベースというのは、8 割方のベースというのはほとんど同じだったのですか。

仲山電気課長　　ほぼ同じでございます。電気料金の更改がございましたが、料金全体で 1.1% 上がったので、ほとんど同じという理解でよろしいかと。

(地域振興事業について)

山田委員　　じゃ、地域振興事業についてちょっとお尋ねをしたいんですが、23 年度で 8,100 万ぐらいの収支差額というんですかね、今回は 2,200 万円ということで大分圧縮をされまして、その原因を聞きたいんですが、ほかの科目については非常に細かく、温泉事業も収支決算書が細かくなっているんですが、なぜかこの地域振興だけ一本表示でボンと経費が載っている、1 億 5,000 万円とか。

したがって、まずその理由と、その 1 億 5,400 万円の内訳を知りたいんですが。

渡辺総務課長　　23 年度から 24 年度に向けて欠損額が大幅に減少いたしました。その要因は、大きく 2 つでございます。1 つは、減価償却費、これが 23 年度 1 億 2,700 万円であったものが、24 年度は 8,600 万円。大ざっぱですみません、4,100

万円ほど減少しております。この減価償却費が減少した要因としましては、平成 7 年、8 年にアクアリゾート、温泉施設を整備しておりまして、それが耐用年数を過ぎたということで減価償却費が減少しております。それが 1 点でございます。もう 1 つは、あそこの底地、県有林でございます、借地料を支払っております。それが約 6,000 万円ですけれども、数百万円減少したと。もう 1 つ、企業局納入金、収入のほうで、平成 23 年度 1,000 万円増加いたしております。1 億 2,000 万円から 1 億 3,000 万円に収入が増加しております。この 3 つの要因で欠損額が大幅に減少したということでございます。

山田委員 そうすると、借地料の 6,000 万円については、企業局が県に払うんですか。であれば、今度、県の収入が減るんじゃないかと思うのですが、そこを教えてください。

渡辺総務課長 借地料につきましては、企業局納入金の中から私どもが財源を確保いたしまして、森林環境部の特別会計のほうに支払っております。それが約 6,000 万円でございます。

山田委員 先ほどの答弁漏れというか、その後の 1 億 5,400 万円のその内訳については、再質問になります。

渡辺総務課長 申しわけありません。答弁漏れしておりました。1 億 5,400 万円、大きな内訳としましては、先ほどの敷地の借地料、これが約 6,000 万円、必要な施設設備の改修に約 1,300 万円、それから、減価償却費で 8,700 万円、そして、減価償却費は現金支出を伴わないものということで内部留保いたしますので、それを財源として電気事業への償還金に充てました。

(企業局の剰余金について)

白壁委員 細かいとこなんですけれども、私、いつも思うんですが、資産の部に電話の加入権が計上されていて、これ、売却すると、今、1 口当たり幾らになるんでしょう。

渡辺総務課長 電話加入権につきましては、貸借対照表に計上されてある額、これがその権利の価値というものでございます。売却した際には実勢価格ということになると思いますので、もしこれが貸借対照表に載せてある額よりも高く取引できれば売却益、低く取引すれば売却損ということになります。

白壁委員 実勢的な価格というのは今、ゼロ円なんですね。本来であれば、この資産の部が減って行って、収益が減るということなんですよ。ただ、これは公営企業法の会計基準の中でも、当初投資した分は計上せよということになっているからですけれども、本来であれば、正確にちゃんと出すためには、雑損かけなきゃならないんですね。雑損かけるためには、電話権というか、電話を入れかえなければならないという面倒なことになるんですけれども、本来であれば、この電話の加入権というやつがマイナスになる。言っている意味わかりますか。この点についてどうお思いですか。

渡辺総務課長 電話加入権ゼロということなんですけれども、本来であれば、電話加入権の評価の額あるいは取得価格を計上すべきものかと思っております。委員の御指摘もいただきながら検討してまいりたいと思います。

- 白壁委員 だから、言っているじゃないですか。公営企業会計上、計上せよということになっているから計上してあるんですけども、実勢的なものを、企業局がここで解散ということはないんでしょうけれども、終わるときには、その分はマイナス計上になるよということなんです。よくその辺わかっていたいただきたい。
- 1 点お聞きしたいのは、基金というものが例えば一般会計でも決算書に必ず出ていて、期中の増減をあらわすんですが、この中には出てこないけれども、どこか私の見落とししなんでしょうか。
- 渡辺総務課長 企業局の 3 つの会計の中では、基金という形で取り扱っているものはございません。
- 白壁委員 ということは、現金ベースで全てこの決算書の中に仕分けられているということですね。そういう捉え方でよろしいんでしょうか。
- 渡辺総務課長 各事業の中で蓄積された現金、預金などにつきましては、その期ごとに現金、預金ということで流動資産のほうに計上しております。
- 白壁委員 見れば、資産の中に入っているのわかるんですが、基本的には何がどのくらい減って、ふえたのかというのが、決算の中でプラスが出た、マイナスが出たよりも、どうふえていったのか、どう減っていったのか、どう運用したのか、どう使ったのか、この辺が明確になる資料が。だから、一般会計でもこういうものが、増減表というのが出ているんですよ。そういうものをちゃんと表に出したほうがいいと思うんですけども、この辺はいかがでしょう。
- 渡辺総務課長 今回、来年度の予算決算から適用になります公営企業会計、基準が見直されます。その中で、キャッシュフロー計算書などにつきまして整備を求められておりますので、その中で明らかにできるかと思っております。
- 白壁委員 キャッシュフローってどういう意味かわかりますか。今言われ、その中に期中の増減表というのは、一覧表が出るということですか。
- 渡辺総務課長 まさにキャッシュフローでございます。資金の運用につきまして、それから、増減につきまして整理したものでございます。
- 白壁委員 もうちょっと勉強したほうがいいよ。預金の残高をどうふやしていったか、減っていったかという一覧表が欲しいということなんです。それを言っているんです。キャッシュフローが上がったとか、キャッシュフロー計算書のキャッシュフローが幾らだとか、そんなことは聞いてないんです。それと現金、預金の増減とは関係ないですよ。関連すると関係あるけれども、明確には出てこないですよ。この点どうですか。
- 渡辺総務課長 キャッシュフロー計算書の中で明確に現金、預金の流れ、どのように形成されていったのか、どのように使っていったのか、その辺を明確にしたいと思っております。
- 白壁委員 一覧表をつくってほしい。要は、企業局が今、60 数億円の貸し付けをしていて、それは貸し倒れがないだろうけれども、今、預金が 200 数十億円あるのかないのか、幾らあるのか、それがどういう変化をしているのか、その辺を明確にするため

の一覧表がこういう決算のときには特に説明資料として必要だということなんです。だから、一般会計でもあるように、これ見ると一目瞭然じゃないですか、期中にこうだとか、ああだとか。これを出してほしいということなんです。これは26年の先の話じゃなくて、24年度にどのぐらいなのかということが資料としてあれば、わかりやすいじゃないですか。だから、幾らふやしたのか減らしたのかとか、この事業ではこういうふうにしていったとか、そういうものが必要ではないでしょうか、説明資料としても欲しいですねという意味なんです。この点についていかがですか。

委員長 委員に申し上げます。今の資料は、この委員会中に提出を欲しいということでしょうか。それとも、次期ということでしょうか。

白壁委員 大変だから、この次からやってくればいいよ。そのほうがわかりやすいよと言っているんだから、責めているわけでも何でもなし。そういう資料が必要ですねと言っている。
今、答弁を求めたいと思います。

渡辺総務課長 まず、決算書の6ページに剰余金計算書を掲げてございます。この中で、それぞれの当期末の内部留保資金の額、23年4月から24年3月までの間、その時点のものでしかございませんけれども、今現在これだけのものがあるということ掲げてございます。
委員の御指摘の点、資料をつくりまして、またごらんになっていただきたいと思えます。

委員長 渡辺課長にお伺いします。それはこの決算委員会中ということでしょうか。

渡辺総務課長 はい、直ちにつくりまして、御説明したいと思います。

委員長 今、白壁委員より提案がございました資料につきまして、渡辺課長より、今委員会中に提出をするという答弁をいただきました。ほかの委員の皆様、そのことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、渡辺課長、提出をお願いいたします。

(指定管理者からの納入金について)

齋藤委員 1点ちょっと私の記憶が曖昧かもしれないですが、地域振興の関係で指定管理者が、利用者が大幅に減ったので厳しいから納入金を免除してほしいということで、あの当時1,000万円でしたか免除してやったという記憶もあるわけですが、その辺のことは事業にどう影響しているのか? この辺を教えてください。

渡辺総務課長 地域振興事業につきましては、平成16年から今年度までの10年間の指定期間として、現指定管理者に運営をお願いしております。現指定管理者との協定書の中で、10年間のうち6年目以降につきまして、指定管理者の責に帰さない事由により収入が減った、あるいは費用がふえた、こういった場合には、両者協議をすることで、こういったことが協定書に記載されております。それに基づきまして、6年目以降、平成20年度以降協議を進めてまいりました。そこで、20年、21年、2

2年につきましては、原油の単価の高騰、それから、ゴルフ場の利用者の単価が下がったこと、この2つの要因でそれぞれ各年度2,000万円、企業局納入金を減額いたしました。そして、一昨年23年度には、さらに東日本大震災の影響があるということで3,000万円減額いたしました。24年度は2,000万円の減額ということでございます。

このことから、最終的に企業局納入金の額が減ったことによりまして、電気事業への償還がおおむねその額を減らさざるを得なかったと、こういう状況になっております。

齋藤委員 そうすると、いずれにしても当初の計画からするとそれだけの歳入が減っておるということですね。そういう判断をしていいわけですか。

渡辺総務課長 はい。10年間で約6億円返済する予定でございましたけれども、そのうち償還できたのが約80%。2割ほどは減っている、それだけ収入が減ったということでございます。

齋藤委員 ということになると、全体の欠損金の将来の返済に対して、どういう影響が出てくるのか、その辺の試算の中から考え方を教えてください。

渡辺総務課長 24年度は、今申し上げたとおりの状況でございます。そして、25年度は基本的には1億5,000万円ということで、原則に立ち返って今から検討してまいりたいと思っております。

26年度以降、新しい指定管理者の期間となります。指定期間5年間で予定しております。その中で、企業局納入金の額、5年間の額が確定いたします。そして、新しい指定管理者がどのような運営をやっていってもらえるのか、どのような状況であるのか、このような状況を踏まえた上で、企業局納入金の額を参考にしながら、電気事業への償還計画、これは見直してまいりたいと思っております。

齋藤委員 当然見直していかなければ、当初の計画から大きな誤差が生じてしまうということになるわけですが、決算に関係あるかどうかわからないけれども、この先の26年度からの指定管理者制度を結びつけて、当初からやっぱりそれだけの減額をしてきた計画に基づいて試算をして、新しい指定管理者と結んでいくのかどうなのかということをおっしゃる。

委員長 恐れ入ります。本委員会は決算についてですので、予算について、将来に向けての御答弁については、総括の審査の中でまた御質問をしてください。

(温泉事業の清掃業者について)

小越委員 1点だけ確認させてください。多分この温泉事業会計の費用の60ページの中にあると思うんですけども、今年3月の包括外部監査で温泉事業の清掃のところ談合が疑われるんじゃないかという指摘があります。清掃業務に対しては指名競争入札でやっているんですか。

渡辺総務課長 各年度の沈砂槽、貯湯槽の点検整備・清掃委託につきまして、指名競争入札で執行しております。

小越委員 指名競争というのは、一般競争入札で大体が指名ということで、随契とかそれが多いいんでしょうか。

渡辺総務課長 山梨県建設工事等指名選定要領というものがございまして、請負額が1,000万円未満のものにつきましては、5者での指名競争入札と、こんなルールがござい
ます。

小越委員 包括外部監査で指摘されていて、5者のうち4者が順番でとっていると。24年
度も順番どおりのE社がとったということについて、24年度はそういうことに、
前からそういうふうに指摘がなかったのかもしれないけれども、指名競争に当た
って、いわゆる談合疑惑というか、そういう点検とかされてきたんでしょうか。

渡辺総務課長 御指摘のとおり、5者のうち4者が順番にとっているということでございます。
そういった事実、それから、包括外部監査で御指摘いただいたそういう点、これは
重く受けとめなければならないと思っています。ただ、談合があったと、このよう
な事実は認定されておりません。

以 上

決算特別委員長 桜本 広樹